

堺市総合福社会館ご利用のみなさまへ

堺市総合福社会館

緊急事態宣言の期間延長にともなう貸室等の利用休止について

政府より、新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく「緊急事態宣言」の期間延長が発令されたことに伴い、本会館におきましても、下記のとおり貸室の利用休止を主とした対応を行うこととなりました。

みなさまにはご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

期 間

緊急事態宣言終了日まで

対応内容

○貸会議室等の全面利用休止

- ・すでにご予約いただいているものを含めた全面休止となります。
- ・会議室等抽選会、福祉センター貸室抽選会についても当面の間延期します。
- ・休止期間内に使用を予定されていたみなさまには利用料を全額還付いたします。
※還付については、後日書類を郵送させていただきますのでそちらをご確認ください。

○その他会館利用の一部制限

- ・期間中、土曜日・日曜日および平日18時以降を全館臨時休館いたします。
(祝日は従来どおり終日休館です)
- ・各階ロビー、2階ミーティングスペース等、フリースペースの利用を休止いたします。
- ・各種相談等窓口をご利用の方、会館関係者のみなさまはご入館いただけます。

※上記の日程および期間についてはさらに変更・延期となる場合がございます

状況については適時堺市社会福祉協議会ホームページ等にてお知らせいたしますのでご確認ください。

—お問合せ先—

堺市総合福社会館（電話：072-222-7500 ファックス：072-221-7409）